

# 株式会社ケア・アクシス 介護職員初任者研修（通学）学則

## （事業者の概要）

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

- 【名 称】株式会社ケア・アクシス
- 【代表者氏名】代表取締役 平 健三
- 【所在地】千葉県市川市国府台 3-2-16

## （事業の目的・理念）

第2条 株式会社ケア・アクシス（以下当社という）は以下の3つの方針に基づく事業を行っている。

- ご本人のありのままの生活を大切に考えます
- ご本人の生活の自立をお手伝いします
- ご家族とご本人のいきいきとした、豊かな暮らしを応援します

この方針は介護を必要とする高齢者や障がいを持つ方々が安心してより良い自立生活を送るために必要なことと捉え、この方針を実現できるような質の高い介護職員の養成を行っていくことを目的として研修を実施する。

## （初任者研修の名称）

第3条 研修事業の名称は次のとおりとする。

株式会社ケア・アクシス 介護職員初任者研修

## （実施課程及び方法）

第4条 第2条を達成するために、次の研修事業を（以下研修という）を実施する。

介護職員初任者研修（通学形式）

## （研修実施場所）

第5条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は次のとおりとする。

- ・生活協同組合パルシステム千葉 船橋本部  
（千葉県船橋市本町 2-1-1 船橋スクエア 21）
- ・株式会社ケア・アクシス 音女通りデイサービス  
（千葉県野田市中野台 177-7）

## （研修期間）

第6条 平成27年度の研修期間は次のとおり実施する。

平成27年11月22日（日）～平成28年2月27日（土）

## （受講対象者及び定員）

第7条 平成27年度の研修対象者及び定員は次のとおり実施する。

- 【対象者】 千葉県内および千葉県近郊に在住、在勤で通学可能な者  
18歳以上
- 【定員】 24名

### (募集手続き)

第8条 募集手続きは次のとおりとする。

- (1) 当社指定の申込用紙を記入の上、期日までに申し込む。ただし、申込期日時点で定員を超えた場合は抽選とする。また、受講希望者が15名に満たない場合は開講を延期または中止する場合があるものとする。
- (2) 当社は受講者の決定を行い、受講決定通知書を受講者あてに通知する。
- (3) 受講決定通知書を受け取った受講者は、学則で指定する方法にて受講料等を納入する。

### (研修カリキュラム及び担当講師名)

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムおよび担当する講師は別紙「時間割表」のとおりとする。但し講師の都合により変更になる場合がある。

### (科目の免除)

第10条 科目の免除についてはこれを認めない。

### (研修参加費用)

第11条 研修参加費用は次のとおりとする。

受講者の都合によるキャンセル(解約)は、受講料納入後の返金は原則できないものとする。

受講料	納付方法	納付期限
50,000円(税込54,000円) + テキスト代5,700円(税込6,156円) 合計55,700円(税込60,156円)	一括振込	11月20日(金)まで

### (研修修了の認定方法)

第12条 修了の認定は、第9条に定めるカリキュラムを全て履修し、修了試験に合格した者に対して行う。

- (1) 修了評価は、筆記試験により行う。ただし、介護に必要な基礎的知識の理解度および生活支援技術の習得状況の評価については、科目ごとに担当講師による評価を行う。
- (2) 修了評価は、次のとおり、理解度の高い順にA、B、C、Dの4区分で評価した上で、C以上の評価の受講者を評価基準に満たしたものとして認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い、基準に達するまで再評価を行う。  
認定基準(100点を満点とする)  
A=90点以上、B=80~89点、C=70~79点、D=70点未満
- (3) 修了評価試験で評価基準を下回った場合は、再試験を行う。

再試験費用 2,000円(税別)

#### （研修欠席者の扱い）

第 13 条 理由の如何にかかわらず、10 分以上遅刻・早退をした場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合は必ず事務局に連絡し、補講を受けるものとする。

#### （補講の取扱い）

第 14 条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。ただし、補講にかかる受講料については、1 科目につき 4,000 円（税別）を受講者の負担とする。

#### （受講の取消し）

第 15 条 次に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他の受講者としての本分に反した者

#### （修了証明書等の交付）

第 16 条 第 12 条により修了を認定された者には、当社において千葉県介護職員初任者研修事業指定事務取扱要綱様式 8 号に規定する修了証明書及び（携帯用）を交付するものとする。

#### （事業者の概要）

第 17 条 本研修は、当社で行う。

【研修担当者】責任者 伊藤大基

#### （修了者管理の方法）

第 18 条 修了者管理については、次により行う。

- (1) 修了者は修了者台帳に記載し、千葉県で指定された様式に基づき知事に報告する。
- (2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再交付を行う。  
交付手数料 1,000 円（税別）（今後変更になる場合があります）

#### （受講者の本人確認の方法）

第 19 条 受講申込受付時または研修開始日に本人確認を行う。本人確認の方法は、以下の公的証明書の提出等により行うものとし、本人確認が出来ない場合は、受講の拒否又は、修了の認定を行わないものとする。

- ① 戸籍謄本、戸籍抄本もしくは、住民票
- ② 住民基本台帳カード
- ③ 在留カード等
- ④ 健康保険証
- ⑤ 運転免許証
- ⑥ パスポート
- ⑦ 年金手帳
- ⑧ 国家資格等を有する者については免許証又は登録証等

**(その他留意事項)**

第 20 条 研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

(1) 苦情対応部署

研修に関する苦情及び事故が生じた場合は、下記窓口で迅速に対応する。

苦情対応部署：パルシステム連合会総合福祉事業準備室

(電話) 03-6233-7473

(2) 個人情報の取り扱い

事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しない。また、受講者等が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用することのないよう受講生の指導を行う。

**(施行細則)**

第 21 条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は、当社がこれを定める。

**(附則)**

第 22 条 この学則は平成 27 年 7 月 28 日から施行する。